

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

## 広島県人事委員会規則第四号

### 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の範囲）	（職員の範囲）
第三条（略）	第三条（略）
一 前条第三項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律第八十号）第七条第二項に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、大学卒業の日（学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）による改正前の獣医師法第十二条第一号に規定する修士の課程を終了した者については、当該終了の日）から十五年を経過するまでの期間内に行われたもの	一 前条第三項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律第八十号）第七条第二項に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、大学卒業の日（学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十五号）による改正前の獣医師法第十二条第一号に規定する修士の課程を終了した者については、当該終了の日）から九年を経過するまでの期間内に行われたもの
第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定す	第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定す

一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三条第一号又は第四条第二号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第二号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

第七条 第二条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていていたことのある者で前条においていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当を支給期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

2・3 (略)

第七条 第二条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当を支給期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表 (第六条関係)

職員の区分	1 項 職 員	2 項 職 員	3 項 職 員
期間の区分	1 種	2 種	職員
1 年未満	(略)	(略)	円 30,000
1 年以上	(略)	(略)	円 30,000
2 年未満	(略)	(略)	円 30,000
2 年以上	(略)	(略)	円 30,000
3 年未満	(略)	(略)	円 30,000
3 年以上	(略)	(略)	円 30,000
4 年未満	(略)	(略)	円 30,000
4 年以上	(略)	(略)	円 30,000
5 年未満	(略)	(略)	円 30,000
5 年以上	(略)	(略)	円 30,000
6 年未満	(略)	(略)	円 30,000

別表 (第六条関係)

職員の区分	1 項 職 員	2 項 職 員	3 項 職 員
期間の区分	1 種	2 種	職員
1 年未満	(略)	(略)	円 10,000
1 年以上	(略)	(略)	円 8,000
2 年未満	(略)	(略)	円 6,000
2 年以上	(略)	(略)	円 4,000
3 年未満	(略)	(略)	円 30,000
3 年以上	(略)	(略)	円 30,000
4 年未満	(略)	(略)	円 30,000
4 年以上	(略)	(略)	円 30,000
5 年未満	(略)	(略)	円 30,000
5 年以上	(略)	(略)	円 30,000
6 年未満	(略)	(略)	円 30,000

6年以上 7年未満	(略)	(略)	(略)	<u>30,000</u>	6年以上 7年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
7年以上 8年未満	(略)	(略)	(略)	<u>30,000</u>	8年以上 9年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
8年以上 9年未満	(略)	(略)	(略)	<u>30,000</u>	8年以上 9年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
9年以上 10年未満	(略)	(略)	(略)	<u>30,000</u>	9年以上 10年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
10年以上 11年未満	(略)	(略)	(略)	<u>30,000</u>	10年以上 11年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
11年以上 12年未満	(略)	(略)	(略)	<u>25,000</u>	11年以上 12年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
12年以上 13年未満	(略)	(略)	(略)	<u>20,000</u>	12年以上 13年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
13年以上 14年未満	(略)	(略)	(略)	<u>15,000</u>	12年以上 13年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
14年以上 15年未満	(略)	(略)	(略)	<u>10,000</u>	13年以上 14年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
				<u>5,000</u>	14年以上 15年未満	(略)	(略)	(略)	<u>—</u>
備考 (略)									

この人事費は(規定だ、令和11年4月1日から施行する。

### 註記